

## 予防接種に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書(全項目評価書)素案の概要版です。

評価書本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。(部数が限られます)

### 1 事務の名称及び概要

- (1) 事務の名称  
予防接種に関する事務
- (2) 事務の概要  
予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関係法令に基づき、以下の事務を行う。
  - ①対象者への接種勧奨
  - ②医療機関での予防接種の実施
  - ③予防接種費用の実費徴収及び実費免除に係る事務
  - ④医療機関への接種委託料の支払い
  - ⑤接種記録の管理・保管
  - ⑥予防接種による健康被害救済給付に関する事務

### 2 特定個人情報の内容

- (1) 特定個人情報ファイル名  
予防接種情報ファイル
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性和メリット

#### 【必要性】

対象疾病の発生及び蔓延防止を目的とする定期予防接種を適正に実施するためには、対象者の捕捉や、その接種実績を正確に管理することが不可欠であることから、住民基本台帳に係る情報や予防接種の実績情報等の特定個人情報ファイルを取扱う必要がある。

また、予防接種費用の実費徴収及び実費免除に係る事務において、実費免除の申請に対する判定を行うため、他自治体との情報連携により、対象者の地方税関係情報を取扱う必要がある。

加えて、予防接種による健康被害救済給付に関する事務において、給付の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため、日本年金機構その他公的給付等の支払者等との情報連携により、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、年金関係情報等を取扱う必要がある。

#### 【メリット】

- ・定期予防接種対象者個人の接種実績を正確に把握することで、誤った時期、年齢、回数及び接種間隔等での接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。
- ・他自治体との情報連携により転入元の接種実績を把握することで、より正確に接種実績を把握することができる。
- ・市民がマイナポータルで接種実績を参照することで、母子健康手帳等を紛失した際も接種実績の確認が可能となり、適正な接種が可能となる。
- ・定期予防接種対象者全体の接種実績を管理することにより、未接種者への接種勧奨等を実施することが可能となる。
- ・予防接種費用の実費免除に係る事務および予防接種による健康被害救済給付に関する事務において、自治体間の情報連携により申請者の課税状況や年金受給状況等を把握することにより、証明書等の提出が不要となることで申請者の負担が軽減される。

(3) 法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項（別表の14及び126の項）

### 3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

(1) 入手及び使用について

① 概要

- ・ 予防接種実績の情報は、本人又は本人の代理人から直接、あるいは予防接種を実施した医療機関又は他自治体から間接的に入手する。
- ・ 住民基本台帳情報は住民記録・戸籍担当部署から入手する。
- ・ 予防接種費用の免除申請者の課税状況は他自治体から入手する。
- ・ 健康被害救済給付の申請者の年金受給状況等は日本年金機構その他公的給付等の支払者から入手する。

② リスク対策

- ・ 本人又はその代理人から直接的に入手する場合は、本人確認書類により対象者であることを確認した上で情報を入手している。
- ・ 医療機関での接種時には、本市から対象者に交付した接種券により対象者であることを確認している。また、接種券は接種に必要な事項のみを記載するよう様式を定めている。
- ・ 接種後に接種券に基づくシステム登録を実施する際は、予め接種券に付している暗号化された整理番号及び住所、氏名、性別及び生年月日の4情報等により個人特定のうえで登録を実施している。
- ・ 業務目的以外にファイルを利用してはならないことを含め、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」に関する職員研修を実施している。

(2) 取扱いの委託の有無について

① 概要

システムの運用保守業務、接種券綴りの製本・封入・封緘作業、接種記録情報のデータ入力作業を委託している。

② リスク対策

各業務の委託先事業者に対しては、個人情報の目的外使用や外部提供の禁止、使用者に対する遵守事項の周知、事前承諾を得ない再委託の禁止、事故等が発生した場合の速やかな報告等を契約事項として義務付けている。

(3) 提供及び移転の状況について

① 概要

他自治体等より法第19条第8号に基づく情報照会があった場合は、同法に基づく提供を行っている。

② リスク対策

特定個人情報の提供は、自治体中間サーバを用いた情報連携システムでの自動応答により実施されている。支援措置等の事由により、自動応答不可の情報を手動で回答する一部事例においては、限定された端末、かつ、専用の権限が付与された者のみがログインして実施できるよう制御されており、操作ログ等もシステム側で管理することでセキュリティが担保されている。

(4) 保管および消去について

- ・ 母子保健等システムは、身分証明書等により事務室の鍵の受け渡しを行っている建物及び執務室の中で、さらに施錠管理するラック内にサーバを設置している。

- ・業務端末についてはワイヤロックにより施錠している。
- ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。
- ・接種済の個人票等の紙媒体については、予防接種法で定められた保存期間である5年間を経過したものは、専門の業者に委託し廃棄している。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

① 概要

- ・当該事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、外部へ特定個人情報提供の提供及び入手を行っている。

② リスク対策

- ・中間サーバ・ソフトウェアにおいて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ・不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止するため、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を行っている。